

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 27 日

鳥取県知事 平井 伸治

1 業務の概要

(1) 業務の名称

「鳥取県就農支援ポータルサイト」開設等業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務の内容

「鳥取県就農支援ポータルサイト」開設等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 業務目的

就農希望者、特に 20 代から 40 代の若者をターゲットとしてスマートフォンやタブレットでの閲覧を考慮したデザイン性・操作性を備えた就農サイトを新設し、本県農業の魅力や就農に係る支援策等の情報発信を強化すると共に、市町村や産地の情報を一元的に収集できる利便性の高いサイトを運営することにより、就農者確保と本県農業の維持に寄与することを目的とする。

(4) 業務期間

契約締結日から令和 13 年 3 月 31 日まで

(5) 予算額 金 5,736 千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有する法人又は団体であること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(3) 令和 6 年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が情報処理サービスのコンテンツ作成に登録されている者であること。

なお、このプロポーザルに参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和 8 年 5 月 13 日（水）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより 6 の（2）の場所に提出すること。この際、このプロポーザルに参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに 6 の（2）の場所に必ず連絡すること。

(4) 本件調達の公告日から本業務の審査会の日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(5) 本件調達の公告日から本業務の審査会の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(6) 本件調達の公告日から本業務の審査会の日までの間のいずれの日においても、鳥取県におけ

- る情報システムの構築等の契約に係る契約違反業者の受注参加の取扱要綱（平成 29 年 10 月 5 日付第 201700167239 号）第 3 条に規定する参加制限措置を受けていない者であること。
- (7) 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 審査会の設置

- (1) 県は、企画提案等の順位を決定するため、「鳥取県就農支援ポータルサイト」開設等業務委託業者選定プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。
- (2) 審査会は、企画提案等の内容を審議し、順位を決定するものとする。
- (3) 審査会は 5 名で構成し、委員長及び委員を置くものとする。
- (4) 審査に当たっては、提案者によるプレゼンテーションを実施する。

4 評価方法

企画提案書等の内容を別添「鳥取県就農支援ポータルサイト」開設等業務委託評価要領」に基づき審査会が評価するものとする。

5 最優秀提案者の選定方法

- 4 により最も高い得点を得た者を、最優秀提案者として選定する。
- なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

6 問い合わせ先等

問合せ先は次のとおりとする。

- (1) 本プロポーザルに関する書類の提出先及び問合せ先
鳥取県農林水産部農業振興局経営支援課就農支援担当
所在地 〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220
電話 0857-26-7261 ファクシミリ 0857-26-7294
電子メール keieishien@pref.tottori.lg.jp
- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
所在地 〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220
電話 0857-26-7431

7 企画提案書等の交付

「企画提案書等作成要領」（以下「作成要領」という。）は、令和 8 年 4 月 27 日（月）から同年 5 月 29 日（金）までの間に、鳥取県経営支援課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/295180.htm>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

- (1) 交付期間及び時間
令和 8 年 4 月 27 日（月）から同年 5 月 29 日（金）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までとする。
- (2) 交付場所
6 の（1）に同じ。

8 応募手続等

(1) 参加の表明

本プロポーザルに参加を表明する者は、あらかじめ 6 の（1）の場所へ電話連絡の上、令和 8 年 5 月 29 日（金）午後 5 時までに、企画提案参加申込書及び公募型プロポーザル参加資格確認書（様式第 1 号及び様式第 2 号）1 部を 6 の（1）の場所へ電子メールまたはファクシミリにより提出すること。

(2) 企画提案書等の提出

ア 本プロポーザルの参加者は(1)の参加申込書提出の後、「企画提案書作成要領」(以下「作成要領」という。)に基づき企画提案書等を作成する。

提案者は、業務を一括して第三者に委託(請負を含む。以下「再委託」という。)することはできないが、企画提案書等の作成に当たり、業務の一部を再委託する予定の者又は業務に関する助言等を受ける予定の者(以下「協力者等」という。)の協力を得て、企画提案書等を作成することができる。ただし、協力者等がある場合は、作成要領1(1)ア(イ)の事業の実施体制を明らかにする書類に記載すること。

イ 提出方法

持参又は送付の方法により提出すること。ただし、送付による場合は、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により提出期限までに必着のこととし、併せて6の(1)の場所に電話連絡すること。

ウ 提出場所

6の(1)に同じ。

エ 提出期間及び時間

持参する場合は、令和8年4月27日(月)から同年6月18日(木)までの間(休日等を除く。)の午前9時から午後5時までとし、送付による場合は、令和8年6月18日(木)午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

オ 提出部数及び規格

(ア) 提出部数

【社名(団体名)の記載があるもの】 紙1部(添付書類も同様)、電子ファイル※2

【社名(団体名)を伏せたもの】※1 紙5部(添付書類も同様)、電子ファイル※2

※1 社名(団体名)を伏せた企画提案書は社名、社印その他社名が特定されるような記述は、表紙だけでなく、全ページにわたって一切記載しない事。

※2 電子ファイルはPDF形式(ファイル内文字検索が可能なこと)とし、CD-R又はDVD-R1枚に保存して提出すること。なお、提出する媒体(CD-R又はDVD-R)には、社名を記載すること。

(イ) 提出規格

a 企画提案書は、日本工業規格A列4番の用紙を使用し、縦長横書き(本作成要領と同様)、両面印刷(カラー可)とし、日本語で作成すること(必要に応じてA3判の折り込みも可)。なお、見出し、図表中の文字及び図表のタイトル等を除き、文字の大きさは10ポイント以上を用いること。

b 企画提案書は、表紙及び目次を除き、30ページ以内にする。なお、表紙及び目次を除き、通しのページ番号を付番すること。

(3) 企画提案書等の作成に当たって質問がある場合は、質問書(任意様式)を作成し、電子メールにより6の(1)に定める場所に令和8年5月8日(金)午後5時までに提出すること。当該方法以外の方法による質問の提出は、受け付けない。なお、電子メールを送信する際は、件名に「鳥取県就農支援ポータルサイト」開設等業務」と記載すること。

(4) (3)により提出された質問及び当該質問に対する回答は、令和8年5月13日(水)までにインターネットの鳥取県経営支援課ホームページ

(<https://www.pref.tottori.lg.jp/295180.htm>)によりまとめて閲覧に供する。

9 プレゼンテーションの実施

次のとおりプレゼンテーションを実施する。

詳細の日時、場所については、企画提案参加申込書を提出した者に別途連絡する。

(1) 日時

令和8年6月下旬（平日）

(2) 場所

鳥取県庁（又はオンライン開催）

(3) 参加条件

プレゼンテーションは1提案につき15分以内とすること。

なお、開催時間の10分前までに集合すること。（日時、場所については別途連絡する。）

(4) その他

ア 審査会で使用する資料は企画提案書提出時の資料のみで行い、追加資料配布は認めない。

イ プレゼンテーション終了後、10分間程度の質疑応答を行う。

10 契約の締結

5により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書等の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、5により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

11 契約保証金

契約の相手方（以下「受託者」という。）は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

12 スケジュール

契約の締結に至るまでの手続き及び時期は次のとおりとする。

(1) 県ホームページ掲載（公募開始）	令和8年4月27日（月）
(2) 質問受付期限	令和8年5月8日（金）
(3) 質問に対する回答期限	令和8年5月13日（水）
(4) 競争入札参加資格審査申請書提出期限	令和8年5月13日（水）
(5) 企画提案参加申込書の提出期限	令和8年5月29日（金）
(6) 競争入札参加資格者名簿登録期限	令和8年6月4日（木）
(7) 参加資格結果の通知	令和8年6月8日（月）
(8) 企画提案書等提出期限	令和8年6月18日（木）
(9) 審査会開催（プレゼンテーション及び審査の実施）	令和8年6月下旬予定
(10) 審査結果の通知	令和8年7月上旬予定
(11) 契約締結等の協議及び見積もり依頼	令和8年7月中旬予定
(12) 契約締結	令和8年7月下旬予定

13 その他

(1) 企画提案書等の無効

ア 2の参加資格のない者が提出した企画提案書等及び虚偽の記載がなされた企画提案書は、無効とする。

イ プレゼンテーションに参加しない提案者の企画提案書等は、無効とする。

(2) 提案者の失格

提案者のうち審査委員に事前に働きかけを行った者については失格とする。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、提案者全員に通知し、その概要を県経営支援課ホームページ

(<https://www.pref.tottori.lg.jp/295180.htm>) で公表するものとする。

(4) 企画提案書等作成等に係る経費負担

企画提案書等の作成・提案に係る費用及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

(5) 企画提案書等の取扱い

企画提案書等は、原則として返却しない。

なお、県に提出された書類は鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になるが、提案者に無断でプロポーザル以外の用途には使用しない。

(6) 著作権の取扱い

ア 選定された者の企画提案書等に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあっては提案者に帰属するものとする。

イ 選定されなかった提案者の企画提案書等に係る著作権は、提案者に帰属する。

ウ 県は、提案者に対して、企画提案書等に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(7) 暴力団の排除

受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受託者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受託者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受託者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(8) その他

ア 詳細は、仕様書及び作成要領による。

イ 契約の締結に当たり、仕様書中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する場合がある。

ウ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書全体の書式を統一するため、当該契約条項の趣旨を変えない範囲で用語を変更するときがある。